

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年7月2日

世田谷区

1 業務の概要

(1) 件名

世田谷区生活支援拠点型商店街事業推進支援委託

(2) 業務内容

世田谷区では、平成20年3月に「世田谷区産業ビジョン」を策定し、商店街を「地域の区民の日常の生活を支える公共的な役割を担う」と位置づけ、区は、商店街関係者と地域で暮らしている人や地域の団体などが一体となり、地域住民が住み慣れた地域で継続して生活できるための拠点として、「生活支援拠点型商店街」事業を実施することとしている。本業務は、世田谷区より、生活支援拠点型商店街事業として指定を受けた商店街に対し、現状の整理から行動計画の策定を支援し、計画に基づく事業の取り組みにかかる支援業務の委託を行うものである。なお、本事業は、3ヵ年を通して実施する事業の1年目であり、計画策定及び計画策定に伴う各種会議の運営支援を行うものである。2年目以降については計画に基づく事業推進支援を行う。

(3) 履行期間

契約締結の日より平成26年3月31日まで(予定)

2 参加資格

次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 参加表明書提出日現在、世田谷区の競争入札参加資格を有し、「市場・補償鑑定関係調査業務」の共同運営格付がA～Bであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (5) 都道府県民税・市長村民税に滞納がないこと

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制
- (2) 類似業の実績
- (3) 業務内容に対する理解度
- (4) 業務内容に対する企画提案
- (5) 見積内容の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区産業政策部商業課商業係 担当 増田、新井

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 三軒茶屋分庁舎4階

電話：03-3411-6667 FAX：03-3411-6635

E-mail：SEA01004@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成25年7月2日(火)～7月12日(金)午後4時まで

場所及び方法：上記(1)の担当所管課にて配布

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成25年7月12日(金)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成25年7月31日(水)午後4時まで

場所：上記(1)に同じ

方法：持参に限る

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は参加者の負担とする。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 平成26年度～平成27年度
但し、平成26年度以降の契約については、契約予定年度の予算配当を条件とする。
また、平成25年度の履行状況及び、平成26年度以降の契約交渉により随意契約を締結しない場合がある。

(6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)と同じ(直接、商店会に問い合わせをしないこと。)

(8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(9) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(10) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(12) 詳細は説明書による。